

平成25年第10回辰野町議会定例会会議録（12日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 平成25年12月13日 午後3時開議

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	宇治徳庚	2番	成瀬恵津子
3番	根橋俊夫	4番	三堀善業
5番	岩田清	6番	矢ヶ崎紀男
7番	熊谷久司	8番	永原良子
9番	堀内武男	10番	船木善司
11番	中谷道文	12番	垣内彰
13番	宮下敏夫	14番	篠平良平

5. 会議事項

日程第1 議案第1号 辰野町空き家等の適正管理に関する条例の制定について

日程第2 議案第2号 辰野町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

日程第3 議案第4号 辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第5号 辰野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第6号 辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第7号 辰野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第8号 辰野町上水道給水条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第3号 辰野町保育園条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第9号 平成25年度辰野町一般会計補正予算（第6号）

日程第10 議案第16号 平成25年度町立辰野病院事業会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第19号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について

日程第12 請願・陳情についての委員長報告

日程第10 議員提出議案の審議について

発議第1号 特定秘密の保護に関する法律に対し慎重な運用を求める意見

書の提出について

発議第2号 生活扶助基準引き下げの見直しを求める意見書の提出について

発議第3号 私立高校への公費助成に関する意見書の提出について

発議第4号 私立高校への公費助成に関する意見書の提出について

発議第5号 特定秘密保護法案の強行採決に抗議し、同法の撤廃を求める意見書の提出について

日程第14 議会閉会中の委員会の継続審査について

6. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加 島 範 久	副町長	武 居 保 男
教育長	古 村 仁 士	総務課長	中 村 良 治
まちづくり政策課長	山 田 勝 己	住民税務課長	向 山 光
保健福祉課長	一ノ瀬 元 広	産業振興課長	飯 沢 誠
水処理センター所長	一ノ瀬 保 弘	会計管理者	宮 原 修 二
教育次長	百 瀬 辰 夫	辰野病院事務長	赤 羽 博
福寿苑事務長	宮 原 正 尚	消防署長	林 国 久
両小野国保診療所事務長	河 手 潤 子	社会福祉協議会事務長	守 屋 英 彦

7. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 武 井 庄 治

議会事務局庶務係長 赤 羽 裕 治

8. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第11番 中 谷 道 文

議席 第12番 垣 内 彰

9. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

定足数に達しておりますので、第10回定例会第12日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第1号、辰野

町空き家等の適正管理に関する条例の制定について。日程第2、議案第2号、辰野町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について。日程第3、議案第4号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について。日程第4、議案第5号、辰野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。日程第5、議案第6号、辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について。日程第6、議案第7号、辰野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。日程第7、議案第8号、辰野町上水道給水条例の一部を改正する条例について。以上、7議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、中谷道文議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（中谷）

平成25年12月定例会、条例審査委員長報告を申し上げます。本定例会、初日、総務産業常任委員会に付託されました議案は第1号、辰野町空き家等の適正管理に関する条例の制定について。議案第2号、辰野町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について。議案第4号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について。議案第5号、辰野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。議案第6号、辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について。議案第7号、辰野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。議案第8号、辰野町上水道給水条例の一部を改正する条例について。以上、7議案が総務産業常任委員会に付託されましたので、その審査内容について委員長報告をいたします。去る、12月11日総務産業常任委員会に付託されました7議案について委員会室において町長、副町長並びに担当課長、担当職員の出席を求め慎重に審査を行いました。以下、審査の中で出された質問、意見等を中心に順次報告を申し上げます。議案第1号、辰野町空き家等の適正管理に関する条例の制定について。条例の制定目的は空き家等の適正管理に必要な条例を定めることにより、崩壊等の事故並びに犯罪、火災等を未然に防止し、もって安全で安心な暮らしの実現に配慮することを目的として条例を制定したいとするものであります。条例の説明では、空き家の管理義務、町民からの情報提供、町の立ち入り調査、緊急措置、経費は管理者、管理者に対する助言、勧告、助成措置、勧告に従わない場合の対応措置、公表、代執行等が可能になるとの説明を受け、委員から質問や意見が多く出されました。質問といたしましては、空き家の発生状況はどうなっているか、との質問に対して現在、各区から報告された

内容は25年10月現在で512件とのことです。またこうした条例の制定状況はどうか、という質問に対しては全国で138箇所、長野県では4箇所、上田市、飯山市、小谷村、長和町、近隣の塩尻市、箕輪町はこれからだとのことです。近隣市町村との協調制定も必要であると考えられますが、という意見も出されました。今後の進め方についてはどのように進めるか、との質問でありまして現在情報があがっている512件を中心に推進協議会、区長会、地域の組織機関等と連携し、1箇年くらいかけて調査を進めるとの答弁でありました。具体的推進措置として助成をとあるがどのような内容か、との質問に対しては解体処置として上限50万円。その2分の1を考えているとの答弁でした。要望として、施行にあたり関係機関、組織と十分連携協調して進める。また未収金等の発生防止、民事による解決を妨げないような配慮、事故が発生した場合、町の責任にならないよう配慮を行ってほしい、などの要望が出されました。以上、質問意見が出された後、全員が必要な条例として全員一致で可と決しました。議案第2号、辰野町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について。この条例は制定の目的は水道事業統合に当たり、条例を見直す中で従来の企業職員給与の種類及び基準を整理して、地方公務員の基準に準ずるように改正をしたいとするものであります。特別会計職員と企業会計職員が混在している状況を見て、一応企業職員を地方公務員法に基づく基準に合わせていくという内容です。委員からは夜間勤務の状況や休日勤務手当の実態についての質問がありました。現在、年間、夜勤勤務はない、ただし休日勤務は65日くらい行われているとの報告がありました。全員一致で可と決しました。議案第4号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について。条例の改正する理由については使用料の表示方法を内税から外税に変更するために一部を改正したいとするものであります。委員からは4月1日から消費税率変更に伴うもので内税から外税に表示を変更するもので、国の方針に従って連動改正されるもので問題なしとし、全員一致で可としました。なお、委員からは内容について経過措置等もあるので十分広報等を活用して周知を徹底することを要望されました。議案第5号、辰野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。提案の理由は消費税の変更に伴い、使用料の表示方法を改正し内税から外税に変更するための条例改正です。委員からは第4号と同じく消費税変更に合わせて料金表示を内税から外税に表示方法を変更するもので、国の方針に連動したものであり改正は問題なしとし全員一致で可と決しました。議案第6号、辰野町営住宅管理条例の一

部を改正する条例について。提案理由は配偶者からの暴力の防止、並びに被害者の保護に関する法律の一部が改正されたことを受け、条例の一部を改正するもので語句の削除、追加するものであります。また、町営住宅の荒神山団地の戸数表示を15戸から14戸に変更したいとするものです。委員からは国の法律の一部改正によるもので連動した語句の変更であり問題なしとしました。また荒神山団地の15戸から14戸に変更する理由についての経過についての質問が出され、町からの説明では現在50年を経過しており有償払い下げしたいとするものであります。議案第7号、辰野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。提案理由については辰野町小野簡易水道を辰野町上水道に経営統合するに当たり、条例の一部を改正したいとするものです。統合に関する県、国への許可手続き上、必要であり特に給水量の、または給水人口の変更、給水地域に大字小野及び大字小野筑を加える。また条例中、辰野町小野簡易水道特別会計条例を廃止し、及び辰野町小野簡易水道給水条例の一部を改正するものです。委員からは水道に経営統合するための認可を取るためのものであり、別段異議はないとし全員一致で可としました。議案第8号、辰野町上水道給水条例の一部を改正する条例について。提案理由については消費税及び地方消費税の変更に伴い料金の表示方法を内税方式から外税方式に変更するため、また辰野町小野簡易水道を辰野町上水道に経営統合するための条例の一部を改正したいとするものです。条例中、「管理者」を「町長」、「加入負担金」を「加入金」、「水道メーター」を「量水器」等、一部語句の変更及び消費税は内税から外税にする。統合による協議会委員の定数の変更であります。委員からは消費税の変更に連動したものでありますが、十分に町民に対して広報等を活用し情報提供し理解を取り付ける努力を付記し、全員一致で可と決しました。以上、7件の議案について審査結果を報告しました。全ての議案において慎重に審議し提案どおり委員全員一致で可としました。議員全員の賛同をいただき、可決くださいますようお願い申し上げます委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第1号、辰野町空き家等の適正管理に関する条例の制定ついてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可

決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。続いて議案第2号、辰野町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。続いて議案第4号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。続いて議案第5号、辰野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。続いて議案第6号、辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。続いて議案第7号、辰野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員

長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。続いて議案第8号、辰野町上水道給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第8、議案第3号、辰野町保育園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、三堀善業議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長(三堀)

福祉教育常任委員会の審査結果を報告いたします。平成25年12月定例会、福祉教育常任委員会に付託されました辰野町保育園条例の一部を改正する条例について、委員会審査の結果を報告いたします。去る、12月11日委員全員出席のもと、加島町長、担当の教育委員会、百瀬教育次長、子ども係、新村係長の詳細な説明を受け慎重に審査を行いました。改正は月の途中で入園または退園の場合、保育料徴収でその月の全月分を徴収するを、その月の保育日数の日割計算により徴収するに改めるとするものです。委員から日割計算でごく僅かな差は生じる場合があるものの適正な扱いである旨の意見があり、全員一致で可といたしました。全議員の賛同をいただき、可決くださいますようお願いいたします。以上です。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第3号、辰野町保育園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。日程第9、議案第9号、平成25年度辰野町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。

○堀内(9番)

13ページをご覧くださいと思います。13ページは国庫支出金ということで地域の元気臨時交付金が9,103万4,000円が支給されると明記されております。この金額は従来に比べますと非常に大きな金額であります。これはどのような趣旨でどんな事業に役立てることができるのか、またその金額がですね19ページの所、見ていただければ分かりますが、支出の関係で総務費の財務管理事務の中で地域振興基金の積立金に当てられていることになっております。その使用目的からいって早期に事業に割り当て付けられるのが地域の元気づくりに結びつく要素ではないかと考えます。そのへんの見解をお尋ねいたしたいと思います。

○まちづくり政策課長

それではご説明申し上げます。13ページの地域の元気臨時交付金であります。これにつきましては平成25年1月の国で閣議決定されました日本経済再生に向けた緊急経済対策により交付される交付金であります。アベノミクスの3本の矢のうち、公共事業対策に充てられた交付金であります。これは平成24年度の補正予算で計上されました追加公共事業や地方単独事業の地方負担分の約9割が交付されるものであります。辰野町では地方負担額1億255万6,000円に対しまして88.7%の9,103万4,000円が国から交付されるものであります。また、この交付金の使途につきましては、また19ページを見ていただきたいんですけど、歳出の中の0205の財産管理事務の中の25節、積立金として地域振興金に積み立てるものでございます。この交付金につきましては地方単独事業のうち、建設地方債対象事業の工事に限るものに関して充当が認められております。ただし、今ここで交付されるわけなんですけど次年度への繰越が認められませんので今年度中の工事に充当するにはちょっと無理があるかなと思ってます。年度内に完了する工事であれば充当できませんよ、と。その代わりに基金に積みまして来年度の事業には充当できるということでもありますので、ちょっと時期がずれますが、来年度の現時点では予定しております工事につきましては荒神山公園のジョギ

ングロードだとかですね、東小学校の玄関の改築工事、ここらへんに今、充当しようと思っておりますけれど、来年度平成26年度にこの地域振興基金から取り崩して、そちらの工事の方に早急に充てたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。以上であります。

○議 長

よろしいですか。

○堀内（9番）

はい。

○議 長

ほかにございませんか。

○船木（10番）

それでは39ページをお願いしたいと思います。保健体育費のですね111万4,000円。これは多分、年収の計上漏れからなるというふうに思います。ここでいく地代というのはですね、年末に支払うのが地代の本来の趣旨ではないかというふうに思います。これから年末までほんの僅かではありますが、地代はですね、年末に支払うのが本體だと思ひます。ここで承認をされてこれから年末まで、ほんの僅かな期間ですけれども、それまでの間に間に合うのかどうなのか、この2点お尋ねします。

○まちづくり政策課長

それではご説明申し上げます。小学校の敷地の借地料につきましては平成24年度まではそれぞれの各学校の管理事務費の使用料の方に計上しておりました。各学校で支払いを起こしていましたが事務の効率化を図ろうということで、平成25年度からは小学校費の中の小学校管理事務の使用料で一括計上して教育委員会での一括支払いに変更したわけでありす。その際ですね、西小体育館につきましては社会体育館として使用しておりまして、本来でしたら社会体育館ですので保健体育費の中の西小体育館管理事業に計上しなければならなかったわけす。ところがそういった事務処理を行なうなかで、この地代につきまして予算計上を落としてしまひまして、大変申し訳ありませんが今回支払いを起こす中でその分が不足していることが判明しましたので、今回補正で計上させていただいてるわけでありす。地権者4人分、借地面積は1,914.03平米メートル111万4,000円の借地料を計上させていただいておりますので、お願ひします。また本日可決後、早急に支払い事務の方を行ひまして年内に間に合う

ように処理をいたしますのでよろしくお願いたします。以上であります。

○議 長

ほかにございませんか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第9号、平成25年度辰野町一般会計補正予算(第6号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり可決されました。日程第10議案第16号、平成25年度町立辰野病院事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第16号、平成25年度町立辰野病院事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第16号は原案のとおり可決されました。日程第11議案第19号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、中谷道文議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長(中谷)

議案第19号の総務産業常任委員会における審査報告を申し上げます。今定例会初日、総務産業常任委員会に付託されました辰野町公の施設の指定管理者の指定についての委員会における審査結果を述べます。去る、12月11日委員会室において町長、副町長並びに担当課長、担当職員の出席を求めて慎重に審査を行いました。以下、審査の中で出された質問、意見等を申し上げ報告とします。提案理由については、ふるさと農

村公園グリーンビレッジ横川、かやぶきの館の指定期間が切れるので新たに株式会社三和商会、諏訪市を指定したいというものです。委員からは経過の状況についての質問がありました。町からの説明では指定の経過は9月17日から10月18日の1箇月間募集をかけた。9月26日に現地説明会を実施した。出席は7者であった。10月16日に締め切りをしたところ、1者、三和商会のみであったとの報告でございます。11月8日第1回の選定委員会を開催し、管理者との料金の検討をしました。11月18日、最終審査会を開催し三和商会を指定したいとするものであります。委員からは指定管理料についての質問が出されました。今回の契約による指定管理料は1,950万円としたいという町の答弁でありました。今後の対応として町の人々にもっと来てもらえるような特別企画を組む、また体験山村留学等を組んだり、県とも連携して情報発信をもってほしい等、町長から提案されました。また、農村公園構想の事業も取り組んでいるので町全体で支えていくことが必要ではないかと話がありました。委員全員一致して可と決しました。議員全員の賛同をいただきたく、可決くださいますようお願い申し上げます。委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第19号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。日程第12、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に、総務産業常任委員会に付託となりました陳情第14号「特定秘密保護法」制定に反対する陳情書の提出を求める陳情書について。総務産業常任委員長、中谷道文議員より審査結果の報告を求めます。

○総務産業常任委員長（中谷）

平成25年12月定例会、陳情審査委員長報告を申し上げます。今定例会初日、総務産

業常任委員会に付託されました陳情の委員会における審査の結果を報告します。付託された陳情審査案件は陳情第14号、「特定秘密保護法」制定に反対する陳情書で陳情の趣旨は今国会で審議中の特定秘密の保護に関する法律を制定しないこととするもので、陳情者は上伊那医療生協代表、小林伸陽氏から提出されたものであります。委員全員の出席のもと、慎重に審議を行いました。当議会開催中に法案は国会で可決されており、委員会としても慎重かつ白熱した議論が展開されました。以下、委員会の審査内容について報告をいたします。委員からはすでに12月6日深夜、参議院を通過し、可決決定されており今、地方議会で反対論議することはいかかなことかといった意見。また言論の自由は日本憲法に守られており、いかなる事情とも罰せられないと保障されていることであり特別秘密を儲け、漏洩したものは罰則で処罰とは法の精神に反する、絶対に反対すべき、国民の知る権利が侵害される、とする意見もありました。また日本は防衛や外交といった大きな機密が国外に流れやすく信用できない、情報を話せない、などと外国の話が多くあるとの意見も出ました。そのことによりまして対応策に不利に事態にあるのではないかと、そういった意見でありました。また国民の権利を侵害しないよう法の運用については情報のチェックや取り扱い機関、期限等を明確にし慎重な対応を求めるべき等の多くの意見が出されました。委員会における採決の結果、本陳情については賛成1、反対5で趣旨採択となりました。全議員の賛同をいただきますようお願いを申し上げ、委員長報告といたします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(討論 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより採決いたします。陳情第14号「特定秘密保護法」制定に反対する陳情書についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は趣旨採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。続いて福祉教育常任委員会に付託となりました陳情第15号、生活保護制度の生活扶助基準引き下げの見直しを求める陳情書。陳情第16号、私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情書。について福祉教育常任委員長、三堀善業議員より審査結果の報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（三堀）

今定例会、福祉教育常任委員会に付託されました陳情2件の委員会審査結果を報告いたします。陳情第15号、生活保護制度の生活扶助基準引き下げの見直しを求める陳情書。陳情者、上伊那医療生活協同組合、理事長、小林伸陽氏。この陳情は生活扶助基準等が平成25年度から3年間で段階的に7.3%引き下げられるもので、生活保護利用者からは基準の見直しを求めて不服審査請求が行われています。健康で文化的な最低限度の生活を保障するよう、生活扶助基準引き下げの見直しを求めるとしたものです。この制度には分かりにくい点や付随したさまざまな問題があり、より正しい判断と実情把握のため委員会として参考人、吉田まゆみ氏から意見聴取を行いました。委員からはさまざまな意見が出され、時間をかけ慎重に審議されました。国民の生活を守る社会保障制度の一環として全員一致で採択とし、意見書を国へ提出することといたしました。

陳情第16号、私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情書。陳情者、中信地区私学助成推進協議会、会長、中熊昭一氏。この陳情はそれぞれ特色を持つ私学へ公立高校との格差をなくし支援してほしいとするものです。陳情項目1については公立高校との均衡を考えれば採決困難であるという結果になりました。項目2については生徒数の減少等厳しい状況の中、趣旨は理解できるとし全員一致で一部採択とし意見書を国、県へ提出することといたしました。全議員の賛同をいただき可決くださいますようお願いし、委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。初めに陳情第15号、生活保護制度の生活扶助基準引き下げの見直しを求める陳情書について質疑、討論を行います。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより陳情第15号、生活保護制度の生活扶助基準

引き下げの見直しを求める陳情書についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって陳情第15号は委員長報告のとおり採択と決しました。次に陳情第16号、私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情書について質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより陳情第16号、私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は一部採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって陳情第16号は委員長報告のとおり一部採択と決しました。日程第13、発議第1号、特定秘密の保護に関する法律に対し慎重な運用を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第1号 朗読)

○議長

ここで提出者であります、中谷道文議員より趣旨説明を求めます。

○中谷(11番)

それでは発議第1号、特定秘密の保護に関する法律に対し慎重な運用を求める意見書の提出についての趣旨説明をいたします。本法は我が国の安全保障、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロ活動の防止等について特定秘密事項と指定し、日本の安全を確保するものとしております。また、表現の自由といった憲法上の重要な権利が奪われる危険性もあると聞いております。また、立法司法の機関の行政のチェック機能が損なわれるなど、危険性も一部あるのではないかと心配をされております。当辰野町議会としても慎重な運用を求める意見書を提出していきたいと思っております。全議員の

賛成をいただきたく、趣旨説明といたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。先に質疑を行います。

(質疑 なし)

○議長

続いて討論を行います。発議第1号、特定秘密の保護に関する法律に対し慎重な運用を求める意見書の提出について反対者の発言を求めます。

○永原（8番）

私はこの発議1号、特定秘密の保護に関する法律に対し慎重な運用を求める意見書の提出について、反対の立場で討論します。まず、委員会での議論の中では、私はこの法案制定には反対の立場ですが、私以外の委員の皆さんは制定には賛成だという立場です。制定には賛成だが、いろいろ曖昧な部分があるので法律の運用については、慎重にやるよう求める意見書です。私はこの意見書を提出することは悪いことではないと思いますが、この意見書の中身の慎重な運用とか慎重な対応という内容自体が曖昧でこんなことでは町民の安全が守られません。安心して安全な暮らしをしたいという町民の要望からは到底かけ離れていて、町民の願いには応えられません。秘密保護法ができてしまうと、秘密を漏らした人はもちろん、国民が情報を知ろうとして調べたりすること、調べたことをインターネットで流したり、しゃべったりすること自体が犯罪になってしまうかもしれません。恐ろしい法律です。公務員は最高懲役10年ですが、処罰されるのは公務員だけではありません。一般国民も元々秘密に指定された段階で、何が秘密なのか公表されないので、偶然秘密を知っても秘密だとは分からないこともあります。撮った写真を見せることが秘密漏洩に問われる可能性があります。また、原発の問題でも原発がテロの対象になる可能性があるということで施設や構造といったものが秘密にされてしまう。反原発の集会を企画して研究者に原発の構造や事故の原因を話してもらおうと秘密漏洩になる。主催者もそれを教唆、先導したということで処罰される可能性があるのです。一度、法律ができると行政の都合で秘密が指定され、その数はどんどん増えていきますから、処罰される可能性のある人の範囲もどんどん広がってしまいます。私たちは今、国民主権、平成主義、基本的人権主義を3本の柱とする憲法の下で生きています。国会で今何が審議されているか、どういう法律ができたのか、消費税やTPPがどうなるのかを知ることができるのは当然です。

知る権利は基本的人権の1つで、表現の自由という民主社会で一番重要な権利なので、ところが今回の秘密保護法は軍事や、外交に関わることを行政機関が秘密に指定でき、一旦指定してしまうとその情報が半永久的に開示されないばかりか、国民に知らされず、破棄されてしまうこともあり得るのです。憲法の原則を覆す法律です。到底、容認できません。この法律は通ったから仕方がないでは済みません。この違憲立法によって私たちの平和な暮らしが破壊されてしまうのです。とても恐ろしいことです。よって、この意見書の内容ではとても容認できないということで、この発議1号には反対です。

○議長

次に原案に賛成者の発言を求めます。

○堀内（9番）

特定秘密法案制定に反対する陳情書に対して総務産業常任委員会は趣旨採択が妥当であるという方向が出されました。当法案は、12月の6日付けで国会で可決、成立しており、これに反対する陳情自体効力を失っているという判断を私は知っております。陳情書の内容で秘密の特定、不明慮な点があり、国民の自由やプライバシー等を侵害する懸念が一部あるとして、それに基づき議員提案により特定秘密保護法案に対して慎重な運用を求める意見書を提出することと一致になりました。ただ今、反対の意見が出されましたので、私は上記、意見書提出に賛成の立場から意見を述べます。国際情勢の複雑化に伴い、我が国及び国民の安全の確保に関わる情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、漏洩の危険性を懸念する中で、我が国の安全保障、即ち国の存続に関わる外部からの侵略に対して国家及び国民の安全を保障することに関する情報のうち、特に秘匿が必要であることについて漏洩防止を計り、我が国及び国民の安全確保に守る必要な条件・法案でもあります。この法案は先ほど話があったように、防衛、外交、特定有害活動の防止及びテロ防止の4分野が対象となっております。国家として必要べからざるものであり、現在国家安全保障に関わる秘密の漏洩を防ぐことがこの法案の目的であります。機密性の高い、特定秘密を保護しようという狙いがあります。おそらく普通の国ならこの種の法律を持っており、国外における秘密保護制度としてアメリカでありイギリスであり、韓国等も含め、秘密法案が制定されているのが現状であります。国の安全保障に関する軍事、外交に対する情報の秘密が対象になっておりますのが、運用基準として政府は特

定秘密の指定及び解除、並びに適正評価に実施に関し統一的な運用基準を定め、また変更しようとする時は有識者の意見を聞いた上で、閣僚の決定を求めなければならないとしております。また首相は毎年特定秘密の指定及び解除、並びに適正評価の実施の状況を有識者に報告し、意見を聞かなければなりません。首相は特定秘密の指定及び解除並びに適正評価の実施の状況に関し、行政部門を指揮監督する、また首相は必要のある時は行政機関の長に資料提出及び、その説明を求め改善すべき旨を指示できるとあります。その上、政府は毎年特定秘密の指定及び解除、並びに適正評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表すると定めております。公布後1年以内に施行されますので、この間に内閣官房準備室を立ち上げ、特定秘密の指定などの妥当性をチェックする情報安全監視室などの制度設計を進めることにおいて、特定秘密の保全を重視し、当初発足は20人程度と言われておりますけれども職員あるいは外務省、防衛省、警察庁など機密の高い情報を扱う省庁からの出向者で構成する案が出ています。しかしながら政府からの独立性の確保及び特定秘密の指定の**かじ**を要求できる権限を持たせるなどできるかが、今後の焦点の1つであろうと思います。国民の多くが反対している、現在国民の懸念を払拭するには、今後丁寧に説明しながら万全の準備が必要であります。以上の内容から慎重に運用することが重要であり、慎重な運用を求める意見書の提出は必要であると判断し、賛成の意見といたします。以上です。

○議 長

ほかに討論はありませんか。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結します。発議第1号、特定秘密の保護に関する法律に対し慎重な運用を求める意見書の提出についてを採決いたします。本発議には反対の意見がありました。また、後ほど提出される発議第5号との関連もありますので、辰野町議会規則第78条に従い起立による表決にて採決します。お諮りいたします。発議第1号、特定秘密の保護に関する法律に対し慎重な運用を求める意見書の提出について賛成の議員の起立を求めます。

(起立 10名)

○議 長

起立多数であります。よって発議第1号、特定秘密の保護に関する法律に対し慎重な運用を求める意見書の提出については可決されました。発議第2号、生活扶助基準引き下げの見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第2号 朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第2号、生活扶助基準引き下げの見直しを求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第2号は原案のとおり可決されました。発議第3号、私立高校への公費助成に関する意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第3号 朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより発議第3号、私立高校への公費助成に関する意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって発議第3号は原案のとおり可決されました。発議第4号、私立高校への公費助成に関する意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

(発議第4号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより発議第4号、私立高校への公費助成に関する意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって発議第4号は原案のとおり可決されました。発議第5号、特定秘密保護法案の強行採決に抗議し、同法の撤廃を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

(発議第5号 朗読)

○議長

ここで提出者であります根橋俊夫議員より趣旨説明を求めます。

○根橋(3番)

それでは趣旨説明を行います。まず、先に可決されました意見書に賛成をしないので、この意見書を提案するかっていう点について説明いたします。先の意見書は報道機関の取材活動の萎縮がないように、また国民の知る権利、言論の自由を制限することを制すると、国民の権利を侵害することがないように要請をするものであります。一般的にあって国の施策に関して、適正な運用を要請していくということは有益であり、そういう意味では先の意見書も有益なことかと思えます。が、この特定秘密保護法は最長懲役10年という重い刑罰を科す刑事法であり、その内容はまた後に述べるように憲法が定めるところの罪刑法定主義を逸脱する部分が多々あるという中で、上記のこの要望事項というのが確実に実現する、そういうそれが担保されるという保障は

どこにもなく、そういう意味で不十分な意見書であるというふうに考えたからであります。以下、具体的に述べていきたいと思えます。まず、第一に法が対象としている秘密について、国会で盛んな質疑がなされましたけれども、答弁は迷走し結局その範囲というのは曖昧で、明らかにならず「何が秘密か、それが秘密だ」などというところでもない考えられないような答弁になっているわけであります。刑事法において、犯罪行為というものが、どこに該当するかっていうことが分からないまま罪に問われるということほど、前近代的、民主主義に反することはありません。一方この秘密保護法の対象となる秘密には、原発情報や日米安保条約が含まれることが明らかとなっており、このどちらも現状はただでさえ秘密が多いのに、更に秘密が多くなるということで国民の知る権利というのは永遠に闇の中ということになりかねません。また、法は修正が行われたから良いではないかという意見があります。具体的にみてみますと、修正項目の中でまず、第三者機関によるチェックがあるから安心であると言っております。しかし、その第三者に内閣総理大臣が含まれるとも言っております。ということは内閣総理大臣が知らない秘密もあるということになり、ここにこの法律の本質が見え隠れをしております。即ち一部の官僚や政治家による情報の独占、これがいかに危険なものであるかが、戦前の歴史が我々に教えているところであります。このような軍国主義、警察国家体制を決して許してはならないと思えます。また、知る権利に関しても、知る権利の保障に資するというだけで知る権利を保障するという文言はありません。また報道の自由に関しても、報道の自由に配慮するというだけであって、報道の自由を保障するとはどこにも書かれておりません。こうしたことから弁護士等専門家の指摘では、更に集会での訴えやビラを作成したもの、いわゆる報道のデスクまで罪に問い、また民間企業社員まで適正評価という名によるプライバシー調査を行い、更には国政調査権を制限し、国会議員も逮捕することができるという内容になっており、正に特定秘密保護法は憲法違反の法律であります。こうしたことから日本弁護士連合会、鳥越俊太郎、大江健三郎、山田洋次などなど多くの著名なジャーナリスト、学者、文化人が反対し、あらゆる世論調査でも過半数の国民が反対をし、成立後もマスコミ等が危惧を表明しているのに、なぜこんなに急ぐのでしょうか。そのことの説明も一切ありません。こうした一連の流れを無視した強行採決ということに強く抗議するものであります。また、情報公開に関しても結局は永久に秘密にできる制度となっており、時代に逆行しております。時間が経てば原則公開をするというのが欧

米先進諸国という世界の趨勢なのに、このような前近代的な秘密体質を更に強めるものになっております。また地方自治体や地方議員の活動にとっても例えば長野県を飛行する可能性の高いオスプレイに関する情報収集などができなくなるなど、地方自治体の活動に限りない制限が及ぶおそれがあり県下、首長や議員にも大きな不安が広がっております。以上から、このような法律は根本的に容認することができず、即時撤廃を求める意見書を提出するものであります。どうか全議員の賛同をいただいて議決いただきますようお願いし、趣旨説明といたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。先に質疑を行います。

(質疑 なし)

○議長

続いて討論を行います。原案に反対者の発言を求めます。

○成瀬（２番）

私はこの特定秘密保護法案の撤廃を求める意見書提出に反対の立場から討論いたします。国の安全と国民の生命、身体、財産を守るために必要な情報に限って特定秘密とし、それを政府内で保護活用する特定秘密保護法案が参議院本会議で可決成立いたしました。先進諸国を見ても防衛や治安に関する重要な情報は特別扱いされており、国民の利益のために特定秘密保護の法制は必要であり、憲法違反では全くありません。現在、テロやサイバー攻撃などを防ぐためには国際的な連携が前提となっています。しかし海外諸国は日本に重要情報を提供すると、その情報が漏れてしまうと思われております。今まで日本は国家の重要秘密があまりにも漏れすぎていました。近年IT情報通信技術の進歩によって、一度漏れてしまった情報はインターネットなどを通じてあっという間に広がり、取り返しがつかない状況になります。それを防ぐには機密の保護を厳格にするしか方法がありません。例えば個人でもキャッシュカードの暗証番号、インターネットのパスワード等、外に漏れたら困ると思います。国も同じように安全保障上、外に漏れたら困る情報がたくさんあるわけであります。情報統制、戦前の治安維持法に戻るなどの批判があるが、具体的根拠がないまま尾ひれが付いて大きくなってしまっております。当初案は大幅修正をしており、国民の知る権利を守るために報道の自由、取材の自由、またきちんとチェックする第三者機関を設置されております。今これを廃案などした場合、日本は他国から情報を提供されず信用されな

なくなってしまう。特定秘密保護法は世界の標準からいってごくごく常識的な法律とも言われております。今、この法案は日本にとって非常に重要であり撤廃できないことでもあります。よって、この特定秘密保護法案の撤廃を求める意見書提出に反対いたします。

○議長

次に原案に賛成者の発言を求めます。

○岩田（5番）

それでは賛成の意見を申し上げます。特定秘密保護法案は多くの法律家、『朝日』『毎日』『信濃毎日新聞』の各主筆、及び多くのマスコミ、ジャーナリスト、作家、映画監督、俳優、ノーベル賞受賞者などが反対の声を挙げています。私は日本国民の一人として、また一地方議員として、更には若かりしころに近代刑事法を学んだ学徒としてこの法案のあまりにもずさんな内容に危惧を懐くものです。特に日本国憲法を最高法規とした我が国の法体系の基本的整合性を無視した法律であると考えています。まず近代民主社会の父親である罪刑法定主義の大原則「何人も法律の定める手続きによらなければその生命若しくは自由を奪われ又はその他の刑罰を科せられない。」これは憲法第31条の大事な条文であります。分かりやすく言えば国民は何をすれば法に触れ、どうした行為が刑罰の対象になるか、あらかじめ知らされて理解していなければならぬといった内容です。法案は特定秘密の対象として1、防衛、2、外交、3、有害活動、4、テロリズムといった広範囲の情報に網をかけています。本法第24条では我々一般国民が何が特定機密か曖昧なまま、分かりやすく例を例えれば、オスプレイが辰野町上空を通過するかどうか、運行計画を知ろうとするとか、福島原発の安全管理を関係者に尋ねただけでも教唆の罪に問われる可能性があります。我が国の刑法では61条1項で人を教唆して犯罪を実行させたものには正犯の刑を科すると規定し、教唆の成立には当該犯罪の構成要件として必ず正犯の実行行為が必要です。例えば人を殺すように他人に依頼しても実行されなければ処罰されないというわけです。ところがこの法律では何が特定秘密事項か分からないまま、取材しようとしたジャーナリストはもちろん、一般国民の誰であろうとも密室の故意に基づく独立教祖という全く理不尽な法解釈を適用されて、たまたまそのことが特定秘密に抵触しただけでその秘密を実際に手に入れなくても5年から10年の懲役、もしくは1,000万円の罰金に処せられます。森まさこ担当大臣の答弁も弁護士であったとは思えないほど不明瞭で

不適格なものでした。第三者機関の設置と言いますが、すべて行政府の関係者ばかりで構成されています。これでは当事者が自らを監視しているにすぎず、身内の監視であって到底、第三者とはいえません。国家機密を漏洩した国会議員にも処罰が科せられる本法律は完了支配の国家統制への第一歩と疑がわせるものであります。そう考えざるを得ないのは、秘密に近づこうとした国民は処罰されるのに、国家機密にも値しないようなしょうえきや特定秘密にも当たらない単純な秘密を指定した官僚を処罰する処分規定もないからです。この重大な法案を最も理解していなければならない一人、自民党の石破幹事長は11月29日に単なる絶叫戦術はテロ行為と本質において変わらない、一昨日には国の安全危機に対しての報道規制の容認、昨日は報道の結果、大勢の人が死んだらどうするといった話、この法律に明らかに書かれていないことを発言し、一部訂正しつつもむしろ、これは本音が出たと考えざるを得ません。本日の『信濃毎日新聞』の記事によれば「さすがの公明党の石井政調会長も法律は著しく不当でない限り、取材は政党な業務をみなすと明記している。石破氏は誤解されているのではないかと突き放した」と書いてあります。与党ナンバー2の人の理解の程度がこの時点でまだこの程度ということに非常に驚かざるを得ません。私はこの法案は従来の公務員法の秘密保護の規定や自衛隊法の範囲でも相当機能していると考えます。100歩譲って、国家間の情報交換、連携に必要なならばこんなに秘密の範囲を拡大すべきではありません。秘密が増えれば増えるほどスパイと密告者が暗躍する息苦しい社会になることでしょう。折りしも、12月11日、殺人強盗など重要犯罪600以上、これはありますけれどもその犯罪の実行行為がなくても処罰ができる、いわゆる先ほど申し上げた独立教唆を構成要件とする共謀罪の新設を検討するとの報道がなされました。特定秘密保護法では更に個人の適正評価も問題になっています。これによりあらゆる国民が監視の対象になり、電話、メールの傍受が無制限に拡大してプライバシーの侵害が進んでいくと考えられます。日本版NSC、国家安全保障と秘密保護法、更には共謀罪の新設、更には憲法改正へと進む道筋が見えてきました。共同通信社が行った世論調査では反対が5割を超え、慎重適用、運用を求める声は8割を超えています。機密を守る期間は最長60年、一部は永久に秘密指定が可能というこの法律は国家が国民の上に鉛の板のように重く、いずれ我々の頭上に押し掛かってくることでありましょう。結ぶにあたって私の尊敬する鬼才、寺山修司は国家についてこう詠んでいます。「マッチ擦るつかのま海に霧ふかし身捨つるほどの祖国はありや」と。「身捨つ

るほどの祖国はありや」国が滅びても山河は残りますけれども、人や人権が滅んでは国家の未来はありません。我々の子どもや孫にこういう社会を残してはいけないと思います。この法律を廃案にすることに右も左もありません。平和的な市民社会を守るために多くの国民の幅広い結集を呼びかけて、賛成の意見とします。

○議 長

ほかに討論はありませんか。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結します。発議第5号、特定秘密保護法案の強行採決に抗議し、同法の撤廃を求める意見書の提出についてを採決いたします。本発議には反対の意見がありますので、起立により採決します。お諮りいたします。発議第5号、特定秘密保護法案の強行採決に抗議し、同法の撤廃を求める意見書の提出について賛成の議員の起立を求めます。

(起立 5名)

○議 長

起立少数であります。よって発議第5号、特定秘密保護法案の強行採決に抗議し、同法の撤廃を求める意見書の提出については否決されました。日程第14、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から別紙のとおり「閉会中の継続審査申し出書」が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規定により各委員長申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで町長から挨拶を受けます。

○町 長

平成25年第10回辰野町議会定例会におきまして、ご提案いたしました20件の議案に対してまして慎重審議の上、全議案とも原案可決いただき誠にありがとうございました。特に辰野町空き家等の適正管理に関する条例の施行は住民の安全安心を守る上で

重要な役割を担ってくださると思います。施行日に向けて準備を進めてまいります。また、私にとりまして初の定例会であり、緊張の議会でありましたが議員各位の温かい心遣いに助けられ無事終了できましたことに対し、御礼を申し上げます。引き続き新年度予算編成に取り組みますが、明るく安心して安全なまちづくりに向けて職員一丸となって進めていくことを申し上げ、閉会にあたっての挨拶といたします。ありがとうございました。

○議 長

以上で本日の会議を閉じます。これをもちまして12月2日に開会いたしました平成25年第10回辰野町議会定例会を閉会といたします。12日間にわたる長丁場、大変ご苦勞さまでした。

10. 閉会の時期

12月13日 午後 4時 27分 閉会

この議事録は、議会事務局長 武井庄治、庶務係長 赤羽裕治の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 11番

署名議員 12番